

低放射性廃棄物処理技術開発施設の管理業務（固体）、
設備改良業務等に関する労働者派遣契約

仕様書

低放射性廃棄物処理技術開発施設の管理業務（固体）、設備改良業務等に関する労働者派遣契約 仕様書

1. 目的

本仕様書は、低放射性廃棄物処理技術開発施設の固体廃棄物処理系設備の管理業務、設備改良業務等に従事する労働者の派遣について定めたものである。

2. 業務内容

(1) 低放射性廃棄物処理技術開発施設の固体廃棄物処理系設備に係る管理業務

- ① 低放射性廃棄物処理技術開発施設内における請負作業等の管理
- ② 低放射性廃棄物処理技術開発施設の維持・管理に係る管理業務
- ③ 労働安全衛生法等に基づく法令点検に係る各種事務手続き作業

(2) 低放射性廃棄物処理技術開発施設の固体廃棄物処理系設備の設備改良に係る業務

- ① これまでの設計・保守で抽出された課題の整理
- ② 課題の解決に向けた対策の検討
- ③ 仕様書作成（メーカーとの仕様調整含む）
- ④ 受注者から提出される設計図書類の審査
- ⑤ 受注者との各種調整作業

(3) 低放射性廃棄物処理技術開発施設における核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前自主検査、許認可助成等業務

- ① 使用前自主検査、設工認助成等に係る説明資料等の文書類の作成作業
- ② 上記①の業務に必要となる資料・情報の収集（過去の申請に係る内容、類似施設の許認可状況、原子力規制庁からの指摘事項、国内の原子力施設における新規制基準の対応状況等）及び整理作業

(4) 低放射性廃棄物処理技術開発施設の固体廃棄物処理系設備に係る運転開始に向けた施設整備に係る業務

- ① 運転要領書、保守要領書等の作成作業
- ② 保安規定、安全作業基準、規則類等の作成作業
- ③ 既存設備の健全性確認に係る作業
- ④ 予備品・消耗品の確保・受払・在庫等管理に係る作業

(5) 低放射性廃棄物処理技術開発施設の固体廃棄物処理系設備に関連する焼却施設の高経年化・更新に係る管理業務

- ① 高経年化設備の機能維持に係る検討業務
- ② 高経年化による更新が必要な設備の洗い出し・整理
- ③ 更新計画の作成、更新方法、仕様の検討

(6) 低放射性廃棄物処理技術開発施設の固体廃棄物処理系設備に関連する焼却施設の火災防護対策に係る対応業務

- ① 受注者との各種調整作業

- ② 受注者から提出される設計図書類の審査
- ③ 既設消火設備の改造に伴う公設消防届出書類の作成、ヒアリング等
- ④ 改造後の消火設備運用に向けた手順の検討、策定
- ⑤ 作業手順の検討、作業計画書類の作成
- ⑥ 工事立会い、検査の実施
- ⑦ 使用前自主検査要領の作成
- ⑧ 使用前自主検査対応
- ⑨ 官公庁検査助成対応

(7) 上記(1)～(6)に関する機構関係者、メーカー等対応

- ① 打合せ、資料作成、質疑応答、情報のやり取り及び調整
- ② 契約請求、検査、検収等の作業
- ③ 関係資料や情報の収集と整理
- ④ 各種文書の作成と報告及び連絡
- ⑤ 打合せ、検査、情報収集等で必要な出張及び外勤（特記事項参照）
- ⑥ 視察時のプレゼン資料作成、各種調整等の事前作業、視察対応作業
- ⑦ 許認可申請に係る資料作成の助成作業
- ⑧ 保守等データのとりまとめ
- ⑨ 不適合事象（水平展開含む）に関する調査、資料作成等の対応

3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件等については、以下に掲げるものとする。

- (1) 技術的要件
 - ・原子力関連施設における管理区域において、3年以上の経験を有し、原子力関連の法規制に係る知識を有していること。
 - ・原子力関連施設における許認可業務の経験を有していること。
 - ・放射線業務従事者であること。
 - ・ワード、エクセル、パワーポイント等の各種アプリケーションを操作できること。
- (2) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件
 - ・焼却設備改良工事に係る業務に関する問題点をこれまでの管理区域における運転業務及び保守業務の経験や専門知識に照らして、分析し、いろいろな観点から新しい考え方やより良い方法を求め、問題解決の手段・方法を具体化した上で、正確に作業を遂行できること。
 - ・指示された作業を把握し、問題なく対応できること。
 - ・指示された作業の計画の作成を的確に行えること。
 - ・個人の信頼性確認制度の審査に合格し、防護区分Ⅰ・Ⅱ施設の常時立入者に指定できる。
- (3) 派遣労働者の条件
 - ・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する」
- (4) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度
 - ・役職なし。

4. 組織単位

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
TRP 廃止措置技術開発部 固体処理課

5. 就業場所

〒319-1194 茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 33
日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
TRP 廃止措置技術開発部 固体処理課 試験運転チーム
その他、指揮命令者と事前に定めた場所

TEL : 029-283-3849

なお、機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費（通信費・水道光熱費等）については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。

また、在宅勤務にあたっても、機構のルール及び指示に従うこと。

6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構
日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
TRP 廃止措置技術開発部 固体処理課 固体処理課長
TEL : 029-282-1133 (ダイヤルイン) 74300

7. 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。
なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

- (1) 就業時間 8 時 30 分から 17 時まで
(2) 休憩時間 12 時から 13 時まで

当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることがある。
就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。
なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所 労務課 副主幹

11. 派遣人員

2 名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類

(部数：次の提出先に各 1 部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」)

- (1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後及び変更の都度速やかに）
- (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）※届出日付又は取得日付を含む。
- (6) 個人の信頼性確認に必要な個人情報※〔自己申告書（機構が定める様式用紙）及び原子力規制委員会告示第八号（平成 28 年 9 月 21 日）に示す公的機関証明書類等（運転免許証の写し、住民票記載事項証明書の原本、パスポートの写し（必要に応じて）、身分証明書の原本、その他必要な公的証明書類等の原本または写し）より必要に応じて選定し、自己申告書に添付すること〕
- (7) その他必要となる書類

14. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 特記事項

- (1) 当機構の業務の都合により出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。
- (2) 原子力規制委員会規則第 10 号（平成 28 年 9 月 21 日）に基づき、区分 I 及び区分 II の防護区域等への常時立入のための証明書の発行又は秘密情報取扱者の指定を受けようとする者については、あらかじめ、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについて原子力機構が確認を行うため、これに伴い必要となる個人情報の提出（原子力規制委員会告示第八号（平成 28 年 9 月 21 日）に指定された公的証明書※の取得及び提出を含む）、適性検査、面接の受検等に協力すること。また、受検の結果、妨害破壊行為等を行うおそれがある又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあると判断された場合、区分 I 及び区分 II の防護区域等への常時立入のための証明書の発行及び核物質防護に係る秘密情報取扱者の指定を受けることはできない。

※居住している地域を管轄する地方公共団体が発行する住民票記載事項証明書及び身分証明書またはこれに準ずる書類（原子力機構が薬物検査及びアルコール検査を実施するため医師の診断書は不要（不合格となった場合を除く））

以上